11 下 水 道 部

公共下水道の進捗状況

1 普 及 率

本市の公共下水道事業は、昭和33年度(1958年度)に川面処理区の下水道法による事業計画の認可を受けて開始した。

現在、全市域のうち河川等を除く区域の面積約3,582haを公共下水道による整備区域とし、単独公共下水道(約1,361ha 全体の約38%)の四つの処理区(南吹田、川面、庄内、十八条処理区)と安威川流域関連公共下水道(約2,221ha 全体の約62%)の一つの処理区(中央処理区)として事業を実施している。

平成26年度(2014年度)末の汚水整備状況として、人口普及率で99.9%、面積普及率で97.3%、 雨水整備状況としては、計画区域の53.4%が完了している。

今後の汚水整備については、引き続き未整備地域の解消に努める。雨水整備については、近年の集中豪雨による浸水被害の軽減のため、未整備地域の解消や雨水レベルアップ整備事業を進めていく。

終末処理場においては、更なる放流水質の向上のため、合流式下水道の改善施設の効果的な運転方法の構築や高度処理施設の導入について計画的な取組を進めていく。

また、標準耐用年数を超える管渠や終末処理場設備などの増加が見込まれることから、老朽化に起因する道路陥没や機能停止を未然に防止するために適正な維持管理と長寿命化計画による計画的な改築、更新に取り組んでいく。

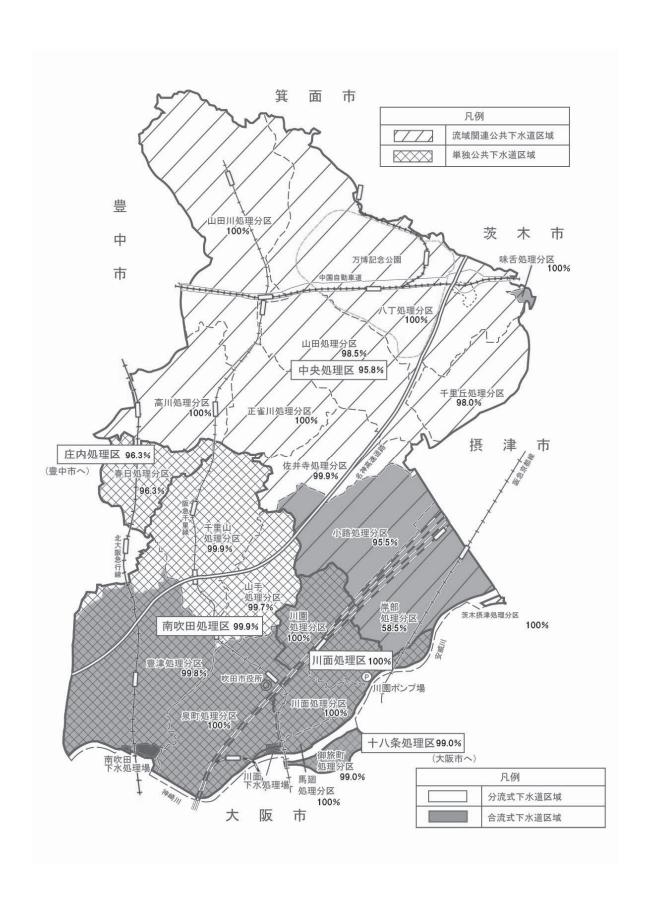
さらには、循環型社会の構築を目指し、下水汚泥などの下水道資源の有効活用を図っていく。

公共下水道計画及び処理可能面積

平成27年(2015年)3月31日現在

				平成26年度	度(2014年度)	
処 理	処理分区名	計画処理	計画人口	処理面積	面積	備
区 名		面 (ha)	(1)		普及率 (%)	VIII 3
			(人)	(ha)		A >+
	川面	65. 6	9, 720	65. 6	100.0	合流式
川面	川 園	153. 3	20, 810	153. 3	100.0	<i>II</i>
	馬廻	21. 2	1, 370	21. 2	100.0	"
	小 計	240. 1	31, 900	240. 1	100.0	
	泉町	243. 4	23, 440	243.4	100.0	合流式
	豊津	384. 1	42, 930	383. 5	99.8	合流式一部分流式
南吹田	山 手	130. 5	16, 070	130. 2	99.8	分流式
11177	千 里 山	227.8	26, 350	227. 5	99.9	"
	小 計	985.9	108, 790	984. 6	99.9	
庄 内	春日	106. 1	15, 570	102.2	96. 3	分流式
十八条	御旅町	29. 4	1, 290	29. 1	99. 0	合流式
	八丁	531.0	13, 838	531.0	100.0	分流式
	山 田	241. 9	35, 645	238. 3	98. 5	JJ
	千 里 丘	142. 5	20, 985	139. 7	98.0	JJ
	岸部	183. 5	13, 686	107. 4	58. 5	合流式
	茨木・摂津	1.3	185	1. 3	100.0	分流式
中央	味 舌	4. 5	135	4. 5	100.0	合流式
中 央	山田川	442.0	32, 837	442.0	100.0	分流式
	小 路	215. 1	24, 019	205. 3	95. 4	合流式
	高 川	169. 0	19, 090	169. 0	100.0	分流式
	正雀川	150. 0	11, 590	150.0	100.0	JJ
	佐 井 寺	139. 9	22, 340	139.8	99. 9	JJ
	小 計	2, 220. 6	194, 350	2, 128. 2	95.8	
合	計	3, 582. 0	351, 900	3, 484. 2	97.3	

⁽注) 面積普及率=処理面積÷計画処理面積×100、各面積は四捨五入しているので合計と一致しません。



2 管渠の布設状況

年度 区分	国補助事業 (m)	府補助事業 (m)	市単独事業 (m)	計 (m)	面積普及率 (%)
平成24(2012)	3, 692	0	2, 495	6, 187	97. 3
" 25 (2013)	3, 396	0	1, 473	4, 869	97. 3
<i>n</i> 26 (2014)	1, 279	0	2, 433	3, 712	97. 3

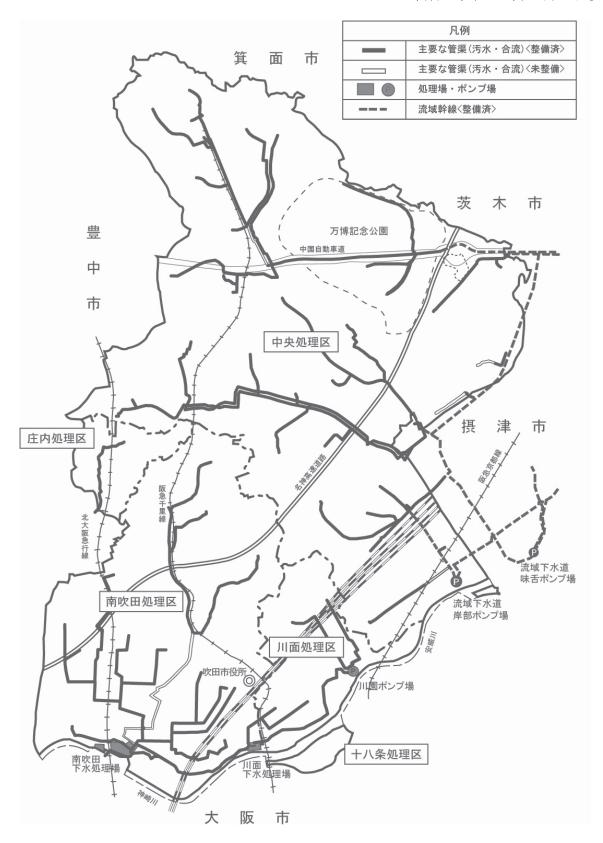
下水処理場

下水処理場名	川面	南吹田		
位置	川岸町22番1号	南吹田5丁目35番1号及び 大阪市淀川区十八条1丁目		
敷 地 面 積	1.86ha	5. 84ha		
建築面積	2, 989 m²	26, 122 m²		
延べ床面積	4, 303 m²	39, 253 m²		
計画処理区域	240ha	986ha		
計画処理人口	30,790人	118, 250人		
計画処理水量	24,600 m³/日	73,500㎡/日		
供用開始(高級処理開始)	昭和46年(1971年)7月	昭和48年(1973年)7月		
排除方式	合流式	合流式 (一部分流式)		
処 理 方 法	活性汚泥法	・活性汚泥法 ・凝集剤併用型ステップ流入式 多段硝化脱窒法		
職員数 (再用·臨時雇用員計))	4人	17人		

[※]正雀下水処理場は平成25年(2013年)9月末をもって運転を停止。

吹田市公共下水道 主要な管渠(汚水・合流)の整備状況図

平成27年(2015年) 3月31日現在



水洗化普及対策

1 水洗化の推移

年 度	行政人口(人)	供用開始人口(人)	普	及	率 (%)
平成24(2012)	356, 768	356, 114			99.8
<i>y</i> 25 (2013)	360, 007	359, 414			99.8
<i>y</i> 26 (2014)	362, 899	362, 465			99. 9

2 水洗便所改造費融資あっせん

水洗便所に改造するときは、市のあっせんにより金融機関から融資を受け、月賦で返済することができる。ただし、新・増設は融資及び改造費助成金の対象外。

(1) 融資限度額 大便器1個につき 50万円以内(くみ取り便所)

大便器の数が2個以上の場合、

1個増すごとに 30万円を加えた額

し尿浄化槽1槽につき 30万円以内(し尿浄化槽切替え)

処理対象人員が10人を超えるし尿浄化槽の場合、

大便器の設置数が最も多い階の大便器数×

15万円+30万円

(2) 返済方法 借入れ翌月から元利均等36か月分割払い

(3) 利 息 アド・オン方式 年 2.5% (実質年利 4.86%)

改造資金融資状況

年	度	融	資	件	数	融	資	金	額(千円)	
平成24((2012)				0				0	
<i>n</i> 25 ((2013)				0				0	
<i>n</i> 26 ((2014)				0				0	

3 水洗便所改造費助成金

(1) 大 便 器 1個につき1万円

浄化槽切替え 1槽につき1万円

処理対象人員10人を超えるし尿浄化槽の場合

(1槽につき)大便器の設置数が最も多い階の大便器数×1万円

	助成件数	助 成 金 額(千円)
平成24(2012)	10	150
" 25 (2013)	15	290
<i>n</i> 26 (2014)	16	320

(2) 融資を受けた者に対して、償還完済時に利子相当額を助成金として交付する。

年 度	助 成 件 数	助 成 金 額(千円)
平成24(2012)	0	0
<i>n</i> 25 (2013)	0	0
v 26 (2014)	3	104

安威川流域下水道

1 安威川流域下水道の概要

安威川流域下水道は、淀川水系安威川の流域(吹田市、摂津市、茨木市、箕面市、高槻市、豊中市を関係市とする流域)を処理区とした流域下水道で、昭和42年(1967年)9月に都市計画決定及び同事業認可を受け、昭和42年度(1967年度)から事業に着手し、昭和45年(1970年)3月に開催された日本万国博覧会に合わせて、中央処理場(現中央水みらいセンター)で4万㎡/日の規模の通水を行った。流域下水道の新設としては全国第1号となり、昭和47年(1972年)7月に供用開始している。

平成25年度(2013年度)末には、人口普及率で99.4%、管渠延長、処理能力については、それぞれ99.9%と91.1%の進捗率となっている。

2 処理区と排除方法

中央処理区の排除方法は各河川自然排水が可能な区域は分流式とする。また、雨水の自然排水が不可能である南部の平坦部は合流式とする。

3 排除方式別面積と計画人口(事業計画)

処理区名	分流区域(ha)	合流区域(ha)	計 (ha)	計画人口(人)
中央処理区	5, 286. 06	2, 439. 3	7, 725. 36	573, 904

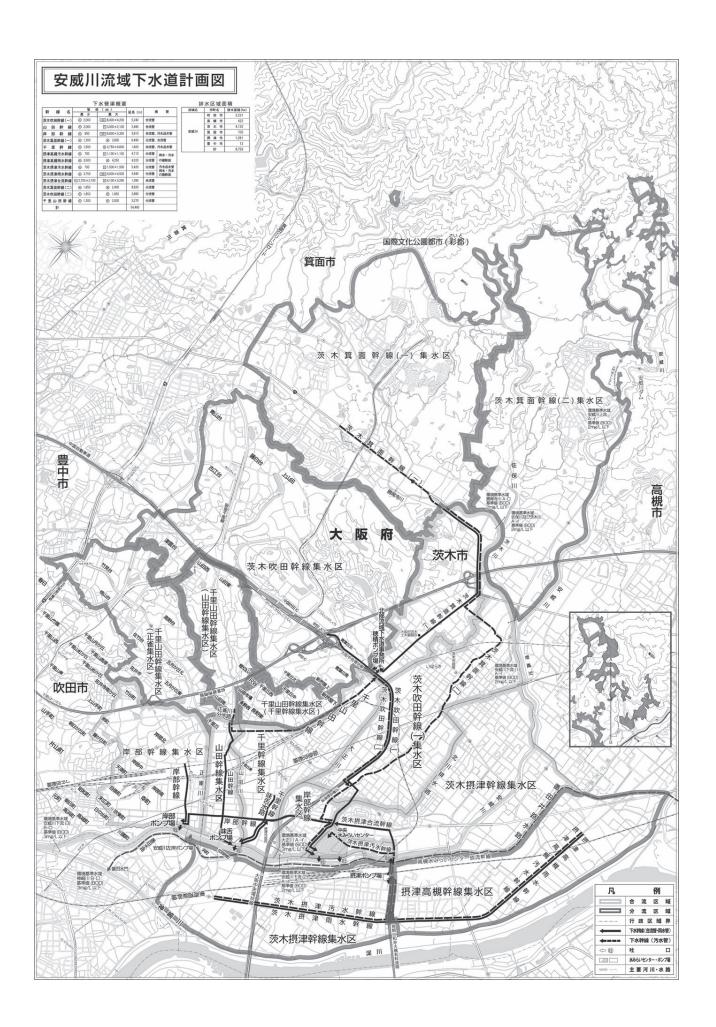
4 事業費(事業計画)

中央処理区全体事業費 2,585億円

5 安威川流域下水道の関係市面積と比率表(事業計画)

平成27年(2015年)3月31日現在

処 理 区			中央処理区				
市	名		面積	(ha)	比	率	(%)
吹	田	市	2, 22	0.62			28. 74
茨	木	市	3, 35	53. 29			43. 41
摂	津	市	1, 23	32. 77			15. 96
箕	面	市	65	53. 80			8.46
高	槻	市	25	52. 88			3. 27
豊	中	市	1	2.00			0. 16
	計		7, 72	25. 36			100.0



受益者負担

1 受益者負担金

下水道の整備された区域は、整備されない区域と比較すると生活環境が大幅に改善される。 本市では受益者負担金制度を採用し、下水道の整備によって利益を受ける方から下水道建設事業費の一部として、受益者負担金を徴収している。都市計画法第75条に基づく吹田市下水道事業受益者負担に関する条例及び同施行規則により賦課している。

年度別収入状況

年 度	件 数	収 入 額(千円)
平成24(2012)	535	2, 138
<i>n</i> 25 (2013)	736	1, 785
<i>y</i> 26 (2014)	323	1,674

2 公共下水道整備納入金

(1) 目 的

本市において開発事業が行われることにより、その開発人口が公共下水道計画人口を超過する場合に、公共下水道の整備に要する費用に充てるため、公共下水道整備納入金を当該開発事業を行う者に負担させることにより、本市公共下水道事業の整備を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

- ア 建築延べ床面積1,000㎡以上の建築物の建設事業
- イ 10戸以上の建築物の建設事業
- ウ 前各号の規模に満たない事業で特に市長の定めるもの
- (3) 納入金 超過人口 一人当たり 8万円
- (4) 施行期日 昭和55年(1980年)4月1日
- (5) 収入状況

年 度	件数	収 入 額(千円)
平成24(2012)	46	300, 320
" 25 (2013)	42	179, 120
<i>u</i> 26 (2014)	35	209, 040

下水道使用料

1 下水道使用料(1か月につき)

区	分	水	量	現行料金(円)
	基本料金	10 m ³	まで	683
_		10㎡を超え	20㎡までの分	78
		20 m³ ″	30 m³ "	96
般	超過料金	30 m³ ″	50 m³ "	115
	(1 m³につき)	50 m³ ″	300 m³ "	145
用		300 m³ ″	1,000 m ³ "	174
		1,000㎡を超える	5分	224
公	衆浴場用	1 m³につき		25
前	処 理 対 象 用	1 m³/	こつき	81

[※]上記の表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、平成26年(2014年)6月1日以降に認定した排除汚水量で算定する使用料に適用する。

2 水質使用料

工場等から1か月につき、1,000㎡以上排出する汚水で、一定水質を超える高濃度な汚水については水質使用料が加算される。

水質区分			•	使 用 料(1㎡当たり)			
生物化学的酸素要求量 (BOD)			素要习	 大量	200mg/L~300mg/L未満の汚水	7円	
)		300mg/L以上の汚水	11円に300mg/L以上の部分につき 100mg/L増すごとに8円を加えた 額	
浮	遊	物	質	量	250mg/L~350mg/L未満の汚水	26円	
		(SS)		S)	350mg/L以上の汚水	40円に350mg/L以上の部分につき 100mg/L増すごとに29円を加えた 額	

[※]上記の表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、平成26年(2014年)6月1日以降に認定した排除汚水量で算定する使用料に適用する。

財政の状況

1 歳入の推移(決算)

le:	/\	平成25年度(2013年度)		平成26年度(2014年度)		
区	分	金	額(千円)	構成比(%)	金 額(千円)	構成比(%)
使用料及で	び手数料		4, 907, 352	39. 6	4, 981, 591	40.8
国 庫 支	出金		649, 900	5. 3	824, 700	6.8
府 支	出 金		0	0.0	0	0.0
繰入	. 金		3, 509, 283	28. 3	3, 579, 444	29. 3
諸 収	入		510, 112	4. 1	286, 069	2.3
市	債		2, 237, 900	18. 1	1, 892, 100	15. 4
繰越	金		564, 319	4. 6	664, 539	5. 4
計	•		12, 378, 866	100. 0	12, 228, 443	100.0

2 歳出の推移(決算)

		平成25年度(2013年度)		平成26年度(2014年度)	
	区分	金 額 (千円)	構成比(%)	金 額 (千円)	構成比(%)
下	水道管理費	2, 502, 553	21. 3	2, 509, 183	22. 0
内訳	下水道総務費	825, 697	7. 0	855, 381	7. 5
	下水道維持費	237, 502	2.0	250, 590	2. 2
	下水処理場費	1, 439, 354	12.3	1, 403, 212	12. 3
公	共下水道建設費	2, 177, 034	18.6	2, 975, 675	26. 1
内	管 渠 築 造 費	979, 229	8.4	1, 333, 227	11.7
訳	終末処理場建設費	1, 197, 805	10. 2	1, 642, 448	14. 4
水	洗便所普及費	5, 457	0. 1	5, 529	0. 1
流	域下水道費	991, 579	8.5	1, 069, 702	9. 3
公	債 費	6, 037, 704	51.5	4, 849, 382	42. 5
諸	支 出 金	0	0	0	0
	計	11, 714, 327	100. 0	11, 409, 471	100.0

河川•水路

1 河川・水路の現況

本市の河川・水路については市街化の進展により、丘陵地帯のため池や山林などが減少したため、従来これらが果たしていた流量調節機能が弱まり、降雨時には一時に出水する傾向が進んでいる。

本市における河川、水路、ため池についての現状と課題は、次のとおりである。

- (1) 市内の河川は、一級河川として大阪府が管理しており、1時間当たり50mmの降雨に対応できる改修がおおむね完了しているが、一部の河川の治水安全度が上記に満たない箇所で、度々溢水による浸水被害が起きており、近年の集中豪雨による浸水対策として、更なる能力アップを府に要望している。
- (2) 水路は計画的に調査・点検を行い、必要に応じ、適切な改築修繕工事、転落防止柵整備工事等を実施している。
- (3) ため池管理者と協力して、ため池の溢水防止等安全対策に努めている。
- (4) 毎年雨期前には、水路、ため池などの重点箇所の点検、幹線水路の清掃を実施している。

2 水路関係費

(決算、単位:千円)

年 度	水路維持費	水路新設改良費
平成24(2012)	53, 445	20, 470
<i>"</i> 25 (2013)	53, 601	41, 109
<i>y</i> 26 (2014)	54, 996	18, 856

主な河川・水路の図

